

監査年間計画

監査の種類及び実施時期等

1 定例監査

定例監査は財務監査とし、7月上旬に実施するものとする。

2 例月出納検査

例月出納検査は、前月分を翌月の28日までに資料を提出し、書面検査を行うとともに、以下のスケジュールにより実地検査を行うものとする。

スケジュール	
第1回 (7月上旬)	例月出納検査(2月から5月)
第2回 (10月下旬)	例月出納検査(6月から9月)
第3回 (3月上旬)	例月出納検査(10月から1月)

3 決算審査

決算審査は10月下旬に実施するものとする。

4 指定管理者等の監査

指定管理者等の監査は5年に1度の実施とし、令和8年度に実施予定とする。